

# 東京都戸建住宅等液状化対策促進事業補助制度要綱

制定 令和6年3月26日

5都市建企第1223号

## 第1章 総則

### (目的)

第1 この要綱は、都内全域において、戸建住宅等の液状化対策の向上を図るために、所有者等に対して積極的な働きかけを行う区市町村の液状化対策促進事業を後押しし、区市町村が実施する液状化対策判定調査事業及び液状化対策工事事業について、東京都（以下「都」という。）が補助を行うに当たり、制度上必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱における用語の定義は、建築基準法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

#### (1) 住宅

一戸建ての住宅（以下「戸建住宅」という。）、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。

#### (2) 戸建住宅等

住宅のうち、マンションを除くものをいう。

#### (3) マンション

共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

#### (4) 敷地

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。

#### (5) 地盤調査

次のアからウまでに定める調査をいう。

ア J I S A 1219に規定する標準貫入試験

イ J I S A 1221に規定するスクリュウウエイト貫入試験（SWS試験）

ウ 建設技術審査証明取得技術による調査

#### (6) 室内土質試験

次のアからウまでに定める試験をいう。

ア J I S A 1204に規定する土の粒度試験

イ J I S A 1223に規定する土の細粒分含有率試験

ウ J I S A 1205に規定する土の液性限界・塑性限界試験（埋立て又は盛土地盤を対象とする場合に限る。）

#### (7) 液状化判定

建築基礎構造設計指針（日本建築学会発行。以下「設計指針」という。）又は建築物の構造関係技術基準解説書（一般財団法人建築行政情報センター及び一般財団法人日本建築防災協会発

行)に掲載されている計算方法により実施する判定をいう。

(8) 液状化被害可能性判定

宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針（平成25年国都安第2号国都計第1号。以下「技術指針」という。）に定める判定をいう。

(9) 安全率FL値

設計指針に規定する地盤の液状化に対する安全率をいう。

(10) 非液状化層

安全率FL値が1.0を超える地層又は区市町村が別に定める地層をいう。

(11) 地盤改良部

改良地盤の設計及び品質管理指針（日本建築センター、ベターリビング発行。以下「管理指針」という。）に規定する地盤改良工法により地盤改良を行った部分をいう。

(12) 液状化対策工事

技術指針及び管理指針に従い敷地の地盤改良部を非液状化層に到達させる工事又は建設技術審査証明取得技術による工事

(13) 戸建住宅等液状化対策促進事業

この要綱に定めるところにより都内全域において区市町村が行う液状化判定調査事業及び液状化対策工事事業に係る補助をいう。

## 第2章 戸建住宅等液状化対策促進事業

（戸建住宅等液状化対策促進事業を実施する区市町村の要件）

第3 戸建住宅等液状化対策促進事業を実施する区市町村長は、液状化対策に係る目標を定めなければならない。

## 第3章 液状化判定調査事業

（液状化判定調査事業の実施及び要件）

第4 戸建住宅等液状化対策促進事業に係る液状化判定調査事業は、戸建住宅等の地盤調査、室内土質試験及び液状化判定とし、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 敷地が東京都内にあること。

(2) 建築基準関係規定に適合した戸建住宅等を新築し、又は建て替える予定の敷地であること。

(3) 第2の(5)に定める地盤調査のいずれかを実施すること。

(4) 第2の(5)に定める地盤調査により土を採取し、かつ、地下水位を測定した後、第2の(6)に定める室内土質試験を実施した上で、第2の(7)に定める液状化判定を実施すること。

(5) 都が別に行う事業において、地盤調査又は地盤の液状化判定に係る費用に対して都費を含む補助金を受けていないこと。

## 第4章 液状化対策工事事業

（液状化対策工事事業の実施及び要件）

第5 戸建住宅等液状化対策促進事業に係る液状化対策工事業は、戸建住宅等の地盤の液状化対策工事とし、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 第4の(1)及び(2)に規定する敷地であること。
- (2) 第2の(8)に定める液状化被害可能性判定において、顕著な液状化被害の可能性が「高い」又は「比較的低い」と認められた敷地であること。
- (3) 第2の(12)に定める液状化対策工事を実施すること。支持力の検討については、液状化判定で明らかとなった液状化層内の周面摩擦度を算定しない設計とすること。
- (4) 都が別に行う事業において、液状化対策工事に係る費用に対して都費を含む補助金を受けていないこと。

## 第5章 知事の助言等

(知事の助言及び補助)

第6 知事は、戸建住宅等液状化対策促進事業の適正な執行を図るため、当該事業を実施する区市町村に対して必要な助言を行うことができる。

2 知事は、予算の範囲内において、戸建住宅等液状化対策促進事業を実施する区市町村に対して、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

(運営)

第7 戸建住宅等液状化対策促進事業の運営については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める東京都戸建住宅等液状化対策促進事業補助金交付要綱によるものとする。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。